

62
(部内資料)

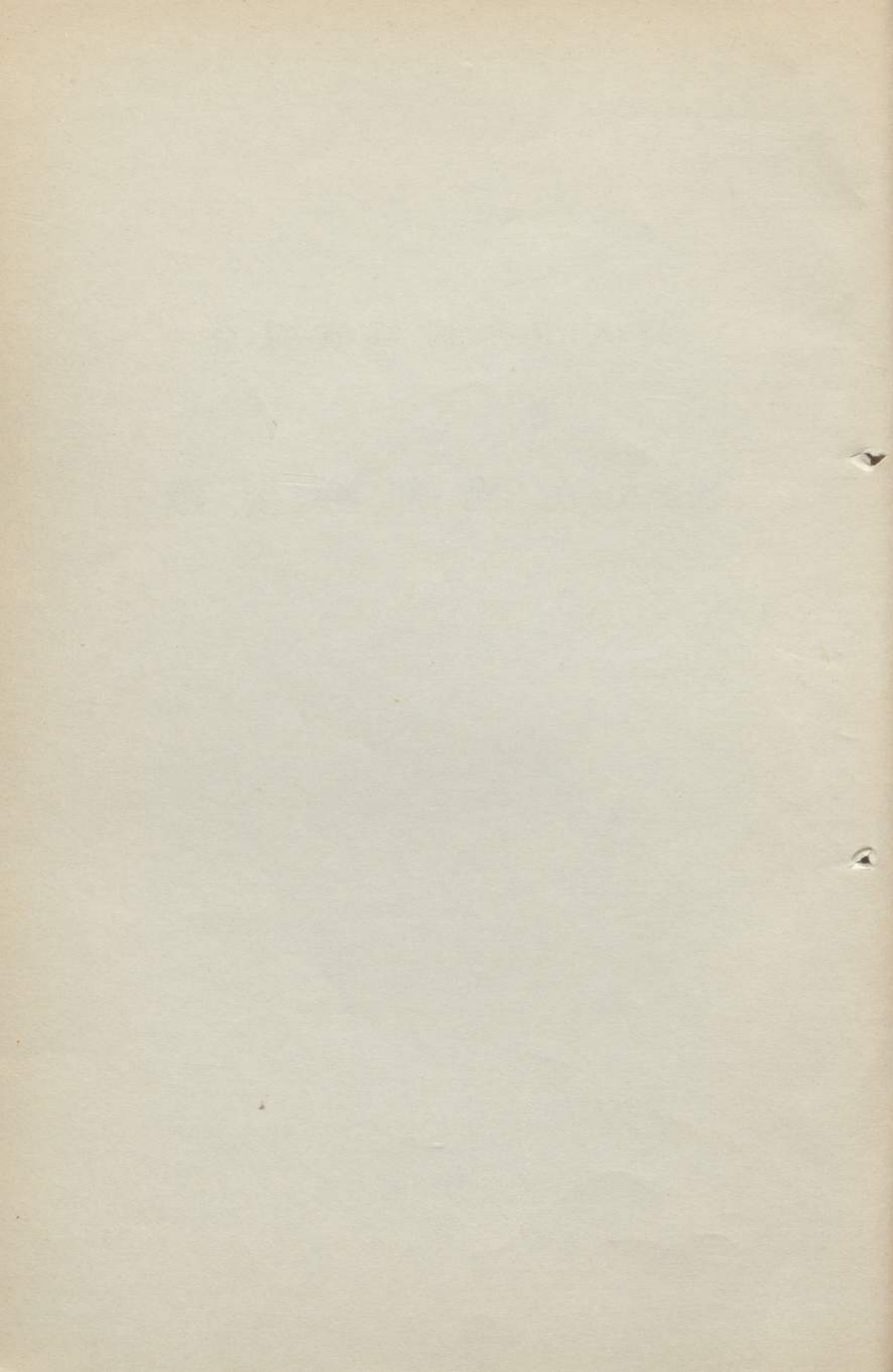
婦 人 少 年 問 題 審 議 会

第 3 回

婦 人 勞 働 部 会 要 録

昭和 3 8 年 1 2 月

婦 人 勞 働 課



婦人少年問題審議会

第3回 婦人労働部会要録

日 時 昭和38年12月19日

午後2時 ～ 5時

場 所 労働省第1会議室

司 会 渡辺部会長

出席者 (50音順)

委員 江 堀 委 員 長 内 委 員

豆 田 委 員 中 山 委 員

縫 田 委 員 平 田 委 員

松 井 委 員 山 本 委 員

渡 辺 委 員

事務局 谷野婦人少年局長

大羽婦人労働課長

I. 部会長挨拶（要旨）

前回の部会要録の審議に入る前に、前回、平田委員から分娩について話があったが、36年の婦人少年局の資料「女子保護の概況」の中に、分娩費が出ても、その間、有給の場合と、無給の場合とがあり、女子の立場からいうと、いかに不利であるかがわかる。この問題は厚生省の問題ではあるが、女子の労働力有効活用との関連において出すものと思うので、そのために研究会とか小委員会を設けるかして、研究していったらよいと思う。

丁度平田委員が、ILO条約102号について「世界の労働」に書いておられるので、これらも参考にして行けばよいと思う。

また厚生省の方の法規の説明であるが、労働基準法第65条の「産前産後の休業」のうらづけとして、「健康保険法第50条の被保険者の分娩したるときは、分娩費として被保険者の標準俸給の半額に相当する金額、64円にみたない時は、64円を支給する」という法律を厚生省がどう解釈するかということについて、「社会保険旬報」11月～12月号にくわしく出ているので、これらを参考にしたらよいと思う。

婦人労働に関しては、厚生、労働の分野に分け難いものが出てくるので、このような分野の取扱いをどうするか、前回の要録を見ながらお考え願いたい。

Ⅱ 第2回 婦人労働部会要録案の承認について、
標記要録案は1部修正ののち、承認された。

Ⅲ 審議(1)

本部会の研究課題である「婦人の労働力活用についての基本的な考え方」を審議するにあたって、とりあげる問題及び順序、最終的まとめ等について話し合いが行なわれ、次のような方針がたてられた。

3-1. 審議する問題について

オノ回、オ2回部会において提起された問題と、最近婦人少年局においてとりあげた「婦人の職業教育、労働福祉、均等待遇、職業経験を生かす」問題などの調査報告を加え、要録とは別に争務局で答申の強調点の項目を大見出しとして書き出すこと。

3-2. 当面の審議項目について

さしあたり、第2回部会で話し合われた1~8までの項目（第2回部会要録10頁）の中より、重点的に問題を絞り、審議することとし、問題を絞った結果当面審議する大項目として、次の三項目をたてた。（項目のNo.は第2回部会要録に用いたNo.と同じ）

- ・ 1. 賃金構造と男女格差について
- ・ 5. 家庭に責任をもつ働く婦人の問題について
- ・ 7. 母性保護について

なお、他の5項目については、上記3項目の問題を審議することによって、この中に含まれてゆくであろうということであつた。

3-3 審議の順序

婦人の労働力有効活用の見地から、「家庭に責任をもつ婦人」及び、「母性保護の問題」の対策審議が、もっとも直接影響を持つという意味において、最初に5及び7をとりあへることに賛成者が最も多かった。

これについて労組代表委員から「賃金問題」の重

要性が強調された。賃金問題については、学識経験者からも最低賃金制の検討の意見も出て、賃金の問題は全般的に各項目に関係する問題として、5及び6のあとで審議することになった。

3-4. 審議の纏めについて

予算には関係なく、婦人少年行政の伸びに貢献するという観点ですすめてほしい旨の婦人少年局長からの申出があり、期日については任期满了までに建議又は答申の形にまとめることになった。

III 審議(2)

これより本題の「婦人労働力の有効活用についての基本的な考え方」についての審議に入ったが、審議の内容を整理すると、次の項目にまとめられる。

3-5 家庭に責任を持つ婦人の範囲(審議対象の定義)

3-6 家庭の責任

3-7 保育の問題

3-8 子女の教育や養育

3-9 社会保障の問題

3-10 家事労働

3-11 パートタイムその他の職場の条件

3-12 労働時間

3-13 母性保護問題の取扱いについて

3-5 家庭に責任を持つ働く婦人の範囲（審議対象の定義）

(1) 家庭に責任を持つ働く婦人という場合は・夫婦で子供を抱えている場合・未亡人の場合その他いろいろちがう場合があ^らゝ複雑である。(学識)

(2) 特殊技能をもたない未亡人、農業に従事する者も含めて働かなければならない人、専門技術を持ってそれが社会も必要とされ、また本人も一生働きたいと考えている人も考えて、家庭の責任を追究しなければならぬのではないか(学識)

(3) 実際には 2~3年勤めて結婚してやめても、何かしなければ食べてゆけない状態であり、働く条件は、社会が必要とする労働力について、その必要を社会がみとめる方向に向かわなければ駄目だ(労)

(4) 主婦が働くということが、特殊であると考えて

よいかどうか。客観的に婦人が働く条件が揃って
いれば、女の人はずっと働くのではないか。(労)

(5) 働くということを家庭だけの労働も含めるか。
職場だけの労働をいうのか。そこに向題がある。

(使)

(6) 俗に言えば、小売商(自営)と雇われている場
合があるが、両方を別々にして考えるのは困難で
はないか。(使)

(7) オ2回部会でこの問題が出されたが女子労働
とは、このお2つの柱となる項目の起点からみれば、
やはり雇用されている女子が主になる。そこに審
議の重点がおのづから絞られてくると思う。(学識)

(8) しかし、農村等の場合、たとえば農村の工業化
の影響で一部の婦人(ことに中年の)は家庭の責
任と、農業の責任の双方を背負うことになっている
が、この問題はどうか。婦人の有効活用とい
う大題目を考えると、やはり雇用労働における
女子労働力増減とうらはらの関係にある農業労働
も考慮に入れなければならないと思う。女子自営
業者も相当の数であり、考えなければならないと

思う。(学識)

(9) 農村の場合は、土地と結びついているので、未亡人となっても、生活の基盤はある。社会生活の面では、雇用労働者と共通の問題はあると思うが、農村等の場合、雇用労働者と一緒にするのは難かしい。(学識)

(10) 女子労働者は家庭に帰れということが、十分に理解されないのを、家庭に帰れということを強調する傾向になると、農業労働にかえることは家庭に帰るのと同じことだという見方と一緒にになって来やしないか。

工業化を活発にするための婦人の有効活用との関連がどうなってくるか、極端に言えば、婦人が農業の責任を負い、男が工業の責任を負う様な傾向が出てくるかもしれない。日本は従来景気が悪くなると男の人でも工業から農業にもどってこれに依存したことが問題だったではないか。(学識)

(11) 議題の中で5以外は雇用労働者の問題であるが、5の場合もやはり雇用労働者の問題としてよいと思う。(使)

(12) 官方のセクシヨナリズムとも関連あるかも知れないが、労働問題として農業労働を取りあげることとは、他の問題が手うすになり勝になる。しかし、これをすっかり切り离してしまっても、よいかどうか。或はここで、答申としては雇用労働を中心に出して、何らかの形で従的に農業労働についてふれてもよいと思う。(使)

3-6 家庭の責任

(13) 家庭の責任ということに問題があると思う。家庭の責任とは何かということになる。これは婦人だけの責任かどうか。西欧は家庭の責任は男にある。日本の場合はどうか。(学識)

(14) 家庭の責任は夫婦共同だろう。(学識)

(15) 最近家庭の機能が変ってきて、家庭の責任は夫婦が分担するようになってきている。繊維の場合、若い世代では、妻の方が賃金が高い場合もあるが、両方うまく助け合っている。(労)

3-7 保育の問題

(16) 家庭に責任を持つ婦人の問題に関連した事であるが、今、厚生省の審議会では、保育所、幼稚園

の問題がとりあげられており、私も「最近英国で保育所を減らしているので、日本でも可能ではないか」と意見を求められた。英国で保育所を減らす理由は、・母親がノ度眩を齎しても、再び働きたい時に、前と同じ位の眩につけるということ、・子供が学校に入る年令も日本より早いこと、などざっと考えただけでも 20 位の要素があり、日本の現状をみないで、他国との実情に合わせるといふことに問題があると思う。(学識)

(17) 英国、ヨーロッパでは、社会保障が徹底しており、男女平等の思想も浸透しているので比較の度合が違う。

ソ連では子供を預けて働くか、否かはその個人の自由にまかせていると思う。(労)

(18) うちの社に4年程ソ連にいて帰った人がいるが、子供をもつ婦人は家庭に帰るようになってきたといっている。子供を保育所にあづけて働いていたことから戻ってきた。(学識)

(19) 我々の聞いたところであるが、北欧は子供を庄を自由があつて、子供は国家がみるようになって

いるが、その結果はおもわしくないといわれているが、ソ連でもそのような結果が出たのか。それとも経済が安定したのか。(使)

(20) 北欧でその点親を問題にしているのは親の労働の種類にもよる、たとえば所得がふえても、子供のためには使わなかったりして、その点子供の家庭教育についての親の態度が問題になっている。(学識)

(21) 私達も厚生省の考え方には賛成出来ない。子供を育てるのは母親の責任だとおしつけるところが問題である。働かなければならない者もいるのである。(労)

(22) 保育所は賃金が低い人があつけるということから、保育の労働条件が低くなる。(学識)

(23) 保育所での本人負担との関係はどうなのか、又子供1人の保育費はどの位かかるか。(使)

(24) 国からの補助がある所と、設置基準に達しないところから、厚生省の認可を得られず、従って補助がないところとがあり、補助のないところでは、親からとったもので賄っているため、6~74円かかっているらしい。(事務局)

(25) 庶認可保育所は高い。保育の人数により違うが、
5~64円はかかるようだ。俸給の3分の1位は
保育費にとられている。

女性の子供を生み育てるのは自然の姿であるが、
母親は子供を育てるべきであるという考え方には
疑問がある。朝から晩まで甘えさせて育てること
にも問題があり、また集団保育の良さもある。(男)

(26) 保育を母親に期待するのは、子供が小さい7~
8才くらい迄である (使)

3-8 子女の教育や職等

(27) 今の女の子は職がなく、会社で職をしている。

やはり母親が家庭で教育をしてほしいと思う。(使)

(28) 職教育は学校、P.T.A等で責任をたらい回しに
している状態である。大学を出て会社に入って、
礼儀作法を書っているのをみると、会社や家庭等
共通でやる雰囲気が出来ないものかと思う。(学識)

(29) 繊維では求人難もあって、定時制高校を始めて
いるところもあり、働きながら資格をとれると言
われている面もあるが、実際には問題がある。従
って資格のとれる定時制高校コースと、同じ講義

内容であるが、レポートや試験のない教養的コースとの2段階へぐらいい行けばよいと思う。問題はやはり、労働時間との関係であり、今少し短い労働時間でないと勉強も無理である。(芳)

- (30) イギリスなどでは、定時制(日本のような高校はない・テクニカルカレッジ^レ三指す。)に行く年少労働者には、賃金を差引かないで特別に職業訓練の意味でも時間を与えるということを、雇用契約で定めるよう、法律で定めている。(学識)

いきなりそこまで行かなくても、考えてゆきたい。特に定時制は4年間で、全日制より長いことから、余計働きつつ学ぶことが大変である。

3-9 社会保障の問題

- (31) 寡婦で子供を持って働かなければならない場合は、社会保障ですべきである。日本では子供への社会保障が何もない。(学識)

- (32) 児童審議会で中間報告に関連して意見を求められた時も言った事であるが、働かなければ食べられない母親と、仕事を通して社会的な働きをしたい母親と分けて考えているのは現実的でない。そ

の区別ははっきりできず、これらの人々を分けて
社会保障してゆくということは問題があると思う。

(事務局)

- (33) もっと根本的にいえば、憲法オ 24 条によって
男女の区別なく、勤労の権利と義務があるという
ことになる。女も憲法の立場から言えば働くこと
になり、社会保障が考えられているわけである。

(学識)

- (34) 幼児をもって働けない人は、企業がどうこうす
るのではなく、社会的に考えなければならぬと
思う。(使)

- (35) フルに働ける人はそれでよいが、働きたくて
働けない人には、それを助ける社会保障が必要で
ある。企業でできる面と出来ない面とがある。(学識)

3-10 家事労働

- (36) 家庭の労働も、もっと便利で安く生活出来るよ
うにならなければならない。

育児の面だけでなく、家事労働そのものを軽減
するような社会施設が必要と思う。企業内では福
祉厚生面立なかなが手がとどかない。(学識)

- (37) 中小企業の密集地に「働く婦人の家」を設置しているが、補助金制度であるため、それにみ合う地方財政が必要なところから、本当にほしいところには、なかなか出来ず苦衷を感じている。(争務)

3-11 パートタイム・その他の取場の条件

- (38) 夫がなくなつて未亡人となつた時、女の人はどうのうに働くかが問題である。従来無職の人でも働きたい時に働ける体制が必要である。戦争ということがなくとも、技術革新、不況等社会の変化に伴つて労働のダンピングがあり、未亡人等は働きにくい状態である。(学識)

- (39) 救済ということではなく、働きたい婦人が働ける体制にあることが必要である。それと同時に働きたくない者は働かなくともよく、選択の自由があるべきだ。そのために保育所も大切である。(労)

- (40) 未亡人の取業問題も、かつての婦人に対する教育が現代のそれと違つているところに問題がある。戦前と今では働くことに対する考えが度々来てはいるが、現在子供を育ててしまつて働きたいと思つても、そのチャンスがない。始めから本当に

働こうという人は、若いうちに免状でもとっていると思う。(使)

(41) パートタイムで働こうというのと、フルタイムで働くのとでは、働く条件と社会的施設に問題がある。全体の視野における調整がちぐはぐになっているのではないか。(学識)

(42) 今、私の会社では、10時〜4時迄働いている人が30人位おり、1定の場所で1つの仕事をさせている。これらの人は30才〜50才位で再就職の人が多く、この時間に働く事が希望であり、とてもよくいっている。

そこで問題になるのは、年功賃金である。組合との関係で、30才には30才の賃金を支払わねばならなくなるので、別個に小さな会社を作って、この人達を所属させ、賃金の面を解決している

(使)

(43) 他の職種との関連があろう。

パートタイム労働において、契約意識があればよいが。(学識)

(44) 雇用契約はしているが、長期間働いていれば前

題になるだろう。そのうちに1時間いくらという契約に持って行こうと思っている。

今は3年位（2ノオ）たった人の賃金を標準にして時間割にしている。1日500円〜600円とある。

組合でいう年功賃金をこの人達にあてはめるとは、とおてい使えず、そうすると使うのがよいのか、使わないのがよいのかということになる。（使）

(45) 直接雇用の場合はよいが、ビル掃除などでは向に会社があって、中間搾取される。（使）

(46) 職種別賃金がきまっていなくて問題がある。（使）

(47) これ以外にも、パートタイムだけの会社があると思うが、パートタイムについての調査は実施しているか。（学識）

(48) 今、地方の調査をしているが、パートタイムだけの、はっきりした形はないようである。（事務局）

(49) テパートではパートタイムはやめたというか。

(50) 通勤時間や賃金の問題からだと思う。（事務局）

(51) 段々労働力が不足してくれば、パートタイムの

形もとらざるを得なくなるのではないか、という
事が私共の会議で出たこともあるが、それには、
年功賃金では実現しにくいということも話し合わ
れた。

女子について特別に話はなかったが、パートタ
イムは女子を問題にして考えていると思う（使）

3-12 労働時間

(52) 家庭に責任のある婦人の場合、労働時間を検討
する必要がある。（学識）

(53) 労働時間の短縮と、家庭に責任を持つ婦人が働
くということが、結びつかない^かが、労働時間の短
縮で生じた時間は何に使うのか。（学識）

(54) 独身者と既婚者の場合では違う。主旨から言う
と既婚者は、家庭生活の充実が筋合いと思う。

（学識）

(55) 労働時間は賃金と人手不足とも関係あると思う。
（学識）

3-13 母性保護問題の取扱いについて

(56) 平田委員から出された、母性保護の問題につい
て、小委員会のようなものを設けるか、また、ど
のようなところに相談すればよいか、等々につい

てお考えおき願いたい。(部会長)

(57) 専門委員会の制度もあるので、部会とは別に任命してもよいと思う。(事務局)

